

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の3第1項	法人の合併又は分割の場合の営業者の地位の承継の承認	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業を営む法人が合併する場合、又は分割する場合で、合併等の後に存続あるいは設立される予定の法人が営業者の地位を承継しようとするものであること。
- (2) 合併等の登記前の承認申請であること。
- (3) 法施行規則第2条による申請書及び添付書類について、盛岡市旅館業法施行細則第3条第2項に基づく旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）により提出すること。
- (4) 営業者の資格（法第3条第2項の申請者に係る部分）及び施設の設置場所等（法第3条第3項）に係る営業許可の要件を満たすこと。

2 標準処理期間は、15日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。